

# 平成 17 年第 6 回経済財政諮問会議議事要旨

## (開催要領)

1. 開催日時：2005 年 3 月 25 日(金) 17:32～18:30

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	尾辻 秀久	厚生労働大臣
同	村上 誠一郎	内閣府特命担当大臣(規制改革) 構造改革特区・地域再生担当大臣

宮内 義彦 規制改革・民間開放推進会議議長

## (議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 規制改革、構造改革特区について
  - (2) 社会保障制度の一体的見直しについて
  - (3) 新地方行革指針について
3. 閉 会

## (説明資料)

- 構造改革特区の改善策について(村上臨時議員提出資料)
- 構造改革特区の現状(村上臨時議員提出資料)
- 平成 17 年度「重点検討分野」について(宮内規制改革・民間開放推進会議議長)
- 規制改革・官業開放のために(有識者議員提出資料)
- 尾辻臨時議員提出資料
  - 資料 1 社会保障制度の改革について(参考資料 中長期的な医療費適正化の取り組み)
  - 資料 2 民間 4 議員提出資料「経済規模に見合った社会保障に向けて」(2/15) についての考え方
  - 資料 3 中医協の在り方の見直しについて
  - 資料 4 社会保険庁改革について
- 社会保障制度改革について(有識者議員提出資料)
- 新地方行革指針による地方行革の推進(麻生議員提出資料)

## (配付資料)

- 特区は宝の山－特区成果事例集－(村上臨時議員提出資料)

(概要)

○規制改革、構造改革特区について

(村上臨時議員) 資料「構造改革特区の改善策について」を説明する。

1 ページ目は、昨年の諮問会議で民間議員からいただいた御指摘。

2 ページ目、構造改革特区のための「有識者会議」で、重点検討項目の選定及び検討を行い、意見を取りまとめていただき、それを踏まえて、政府の新たな規制改革の対応を特区本部で決定したい。また、特区提案実現のための努力を継続することは重要であり、来年以降の対応方策については、今回の結果を検証して検討したいと考えている。「有識者会議」のメンバーは、特区について知見のある特区評価委員会の委員にお願いする。

3 ページ目は、現在、想定している重点検討項目の選定及び検討の方法。これまでに実現していない提案のうち、社会的、経済的意味があるものを選定することが重要と考えており、「有識者会議」で提案者等の関係者からヒアリングを行い、その際、規制改革・民間開放推進会議の協力を得ながら進めていきたい。

4 ページ目は、今後のスケジュール。4月に「有識者会議」で議論を開始し、8月頃に意見を取りまとめて本部長に報告していただき、9月頃には政府としての方針を特区本部で決定したい。

5 ページ目は、検討の視点。特区が規制改革の突破口としての役割を果たすとともに、地域が「自主、自立、自考」の精神で活性化するように検討がなされることが期待される。

6から7ページ目は、前回説明のとおりで、ピラミッドの半分近くは現行法で可能又は事実誤認である。また、対応できないものには、例えば、公序良俗に反するためできないというものや、高速道路の速度制限をなくすというような、合意形成が困難なものも含まれている。

次に資料「構造改革の特区の現状」を説明する。

1 ページ目、構造改革特区制度が動き出して2年半が経過した。これまでの農業、教育、医療分野への株式会社参入をはじめ、従来難しいとされた分野における規制改革を進めてきた。また、3月28日に官邸で行われる認定式で、新たに74の特区が認定され、合計で549特区になる。なお、刑務所業務の民間委託や、いわゆる公設民営学校を可能とする特区法の改正法案を今国会に提出している。

2 ページ目は、主な分野別特区計画の認定状況。国際物流・産業活性化分野では、三重県四日市の特区でコンビナートの建て替えが可能になり、5年間で700億円の設備投資を引き出すことが見込まれる。農業分野では、農業分野への株式会社等参入による特区が71になる予定。先日総理にも会っていただいたが、特に最近、建設業、土木業の方が、農業参入に特区を活用するケースが増えている。教育分野では、株式会社が学校を設置する特区は22になる予定。群馬県太田市の英語教育特区では、市と民間が協力した小中高一貫教育が来月開校する。

4 ページ目は、特区の全国展開。現在までに、46の特例措置について全国展開が本部決定されるなど、着実に進んでいる。

5 ページ目は、特区制度のPRについて。カブトムシ特区のように、特区での規制改革の提案者が実は農家の方であったように、誰でもできることにつき、依然として誤解があり、民間事業者に対して引き続き周知徹底していくことが重要だと考えている。

特区の成果については、「特区は宝の山」の最新版を作成したので、資料配付し

ておく。

特区制度を推進するために、今後とも妥当性のある提案や緊急性のある特区提案については、私自身が関係大臣と折衝するなどして、政治的リーダーシップを発揮して実現を図っていきたいと考えている。

次に規制改革・民間開放について説明する。

平成 16 年度の取組の締め括りとして、本日閣議で規制改革・民間開放推進 3 年計画の改定を決定した。昨年の諮問会議でも御議論いただいた混合診療の解禁、中医協の改革、市場化テストといった重点課題についても計画の中に盛り込んでいる。市場化テストについては、来年度はモデル事業を実施するとともに、本格的な導入のために法案作成等の作業を進めていくこととなる。このため、体制整備として 4 月 1 日に内閣府に市場化テスト推進室を設置し、中央省庁、地方自治体、民間から約 15 名の人材を集めて、精力的に取り組んでいきたいと考えている。

また、混合診療、中医協改革についても、昨年末の閣僚折衝で合意した内容が確実に実施されるよう引き続き注視し、必要に応じ働きかけ等を行っていく。

規制改革・民間開放の今後の課題について、推進会議では、既に議論を開始している。私は、次の世代が生き残っていくためには、我々の世代が財政、経済、教育の立て直しに、責任を持って取り組む必要があると考えている。その意味で規制改革・民間開放の面においても、官業のスリム化、効率化につながる市場化テストの導入、医療・教育分野の規制改革といった課題の検討は引き続き重要であり、さらに、経済活動基盤である情報通信、金融、土地利用等の分野の改革にも力を入れていきたいと考えている。

今後とも推進会議と協力し、規制改革・民間開放推進を最大限努力するので、諮問会議の御支援をお願いしたい。

(宮内規制改革・民間開放推進会議議長 以下、「宮内議長」) 私の提出した資料について説明する。1 ページ目、村上臨時議員が話されたように、新たな推進体制として、規制改革・民間開放推進会議と推進本部が発足し、規制改革・民間開放という名前が示すとおり、個別規制の改革にとどまらず、官業改革まで取り組むことができた。

具体的には 3 分野について重点的に取り組んできた。1 つは、市場化テストについて。ガイドライン、モデル事業を決定し、来年度 4 月から実施の予定。

2 つ目は、個別官業の民営化について。国等の事務事業のうち、給付、徴収業務、公的施設管理等の 36 事業についての民間開放をやってきた。

3 つ目は、主要官製市場、特に医療分野。中医協改革、あるいは混合診療などに成果が得られたこと。これはやはり、総理のリーダーシップと当諮問会議との連携、あるいは規制改革・民間開放推進本部による大臣折衝など、色々な方法を用いて成果を上げることができた。この場をお借りして、総理はじめ担当大臣の村上臨時議員に厚く御礼を申し上げたい。

資料 3 ページについて、来年度は大きく分けて 3 つの取組を行いたいと考えている。

1 つ目が「横断的な制度整備」等である。来年度の最大の課題である市場化テストの他、個別の官業の民営化等の継続的検討、第 1 次答申で提言し、この度閣議決定された通知・通達等による裁量行政にある規制の見直し基準の策定、といったものの検討を行いたい。

市場化テストについては、既にモデル事業実施に向けて準備が進められており、村上臨時議員が話されたように、市場化テスト推進室が設置予定で、市場化テスト

法案作成が最重要ミッションになろうかと思う。

市場化テストのモデル事業は、本格的導入の是非を判断するのではなく、試行的に実施し、その成果を法案に反映させるためのモデル事業であるという点が重要と考えている。

今回のモデル事業を選定して分かったのは、実は法律が無いままに進められているということで、様々な限界、問題点が生じている。今回のモデル事業では、例えばハローワーク、社会保険庁という、これまで民間開放が難しかった組織について、一部の事業だけが開放される。これは一定の評価ができると思う。しかし、両組織とも法改正などの大幅な規制改革を伴うような事業は、実は対象にできなかった。監視機能等を用い、法的根拠のある第三者機関というものが未だ存在していない。その結果、モデル事業においては、官が入札に参加しないという事態が生じている。これはある意味で官の不戦敗のようなもので、市場化テストの大きな目的である民間開放だけでなく、民間と競争することによる官の効率化の実現機会が最初から放棄されたという結果になっている。市場化テストにより官自身が効率化すれば、言うならば、デフレなき財政再建も可能であると考えますが、このためには市場化テストの法制化、強力な第三者機関設置ということが、不可欠だと思う。

同時に、公務員の出向、配置転換等の円滑化といった制度改革も必要。来年度中に法制化を図ることが必要である。

資料5ページは、平成17年度以降のスケジュールで、市場化テスト推進室による法制化、第三者機関の設置ということが来年度以降の課題である。

資料6ページは、3つの取組項目のうち2つ目の「横断的重点検討分野」。従来各省庁別縦割りの検討を行ってきたものを、国民生活に密接にかかわる分野であって、複数の省庁に関係するテーマについては、横断的な視点を持って取り組む必要がある。現在の縦割り省庁のとおりで取り組んでいくと、かなり難事であるので、内閣主導で行っていただく必要があると思う。

具体的テーマとして、「少子化」というテーマで括り、多様化する育児、働き方等に対応する規制制度を改革すべきという観点。2つ目は、「生活・ビジネスインフラの競争促進」。今、話題になっている放送と通信の融合という問題もそうだが、縦割り行政の下では、適切なルールが未整備という弊害が、例えばIT、エネルギー、環境、といった分野にあり、そういう点を検討したいと思う。最後は「外国人の移入・在留の問題」。グローバル化の進展により避けられないが、ここには多岐にわたる問題を抱えている。この制度整備等を検討したいということ。これらの具体的な重点検討事項を早急に会議として、選定したいと考えている。

資料7ページ、3つの取組項目の第3点「個別重点分野」。長年検討を進めてきた官製市場改革のうち、特に重要性が高い医療、教育、農業等を重点分野として、厳格なフォローアップあるいは新たな課題の検討を推進する必要があるかと思う。

これは例示だが、医療分野では混合診療とか、中医協改革、医薬品の一般小売店販売。教育ではバウチャーなど、保護者、生徒が多様な主体を選択できるようにする。あるいは農業、土地・住宅では農地を含めた土地利用の在り方、あるいは農協の改革など。こういうことが検討対象になろうが、現在、この内容について、会議で進めているところである。これまでも規制改革は内閣主導により推進されてきたが、来年度検討する市場化テスト、横断的重点分野の検討等は、やはり内閣以外にできない分野だと思う。

医療、教育、農業等ハードコアの課題が出てきたということを考えても、より一

層の内閣のリーダーシップをお願いしたいと思っている。

資料の最後のページは、昨年同様、集中受付月間を設けて推進するということと、村上臨時議員が話された特区との連携によって、規制改革を進めていきたいということである。

徐々に大きな問題に取り組んでいるという感じがしている。そういう意味で一層の御協力をお願い申し上げたいし、私どもも一生懸命やらせていただきたいと思っている。

(奥田議員) 「規制改革・官業開放のために」という資料について説明する。我々は以下の4点に取り組むべきであると考えている。

1つ目だが、官業のスリム化、効率化を徹底的に行う仕組みとして、市場化テストは非常に有効だが、今後の最大の課題は、市場化テスト法を平成17年度中に作成して、国会に提出することである。これについては規制改革・民間開放推進会議の報告を受けて、諮問会議でもしっかり審議し、法案に向けての基本指針を「基本方針2005」に明示することが必要になる。また、国だけではなくて、地方でも市場化テストを進める必要があり、総務省と連携をとりながら推進していただきたい。

2つ目だが、推進会議には平成17年度の重点事項を早急に検討していただき、その改革の方向も「基本方針2005」に明示するべき。長年課題となってきた医療、教育、農業など官製市場開放については、引き続き強力な取組が必要である。

3つ目、推進会議には中医協の根本的改革が実現するように、「中医協の在り方に関する有識者会議」の議論を注視して、規制改革推進会議が必要に応じて提言をすることをお願いしたい。

最後に構造改革特区については、規制改革の突破口としての本来の機能が十分に発揮されるよう、重点事項の選定を行うことが望ましいと思う。

先ほど村上臨時議員から提案のあった有識者会議には、新規の提案も含めて重要事項の選定を行うように機能強化すべきであると考えている。

(宮内議長) ぜひ、そのようにしたい。当会議への御支援を心からお願いしたい。

(村上臨時議員) 中医協についてはなかなか厳しいところがあり、ウォッチングとサポートをよろしく願います。

(竹中議員) 市場化テストの法制化について、17年度中の法案作成、国会提出に向けて努力いただきたいとの民間議員の提案があった。村上臨時議員、宮内議長には、ぜひこの方向に向けての御尽力をお願い申し上げる。

(村上臨時議員) できる限り可及的速やかに、一生懸命やらせてもらう。

(小泉議長) 官の不戦敗とはどういうことか。

(宮内議長) 結局、市場化テストは官がやっていることをイコールフットィングで見ると、民間と一緒に入札し、官の効率がよければ、引き続き官にやってもらいたいということだが、民間ばかり応募してきて、官からはやりたいという声が出ないので、モデル事業は民間の中から一番有利なものを選んでやってもらうことになる。

(小泉議長) 出てこない。

(麻生議員) 官でやってもいいと言っても、官はやってはいけないと思っているところが圧倒的に多い。

(宮内議長) それから、今の法律ではできないところがある。ハローワークなどでも、今の職業安定法ではできないところもあり、法制化が伴わないとモデル事業で官が手を挙げることはなかなかならないので、法制化を伴うことが一番重要だ。

(小泉議長) できないと思っているのか。

(麻生議員) 今は法律的にできない。

(宮内議長) できない部分もあるわけだ。

(竹中議員) この問題については、引き続きよろしく願います。

(村上臨時議員、宮内議長退室 尾辻臨時議員入室)

#### ○社会保障制度の一体的見直しについて

(尾辻臨時議員) 今日は4点報告する。1つ目は「社会保障制度の改革について」。社会保障制度の適正化に向けた具体的な取組となると、大きくは年金、介護、医療になる。年金制度は、昨年度の改革で相当厳しい見直しを実施しており、特にマクロ経済スライドなどを入れて、将来見通しも経済の伸びと調和のとれた伸び方になっている。介護保険は、今国会に改正法案を提出しており、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、在宅ケアの重視等により給付の適正化を進めていく予定である。問題は医療である。今後もさらに適正化の努力が必要であり、保険者の再編・統合、高齢者医療制度の創設などともに、長期、中期、短期の医療費適正化に全力で取り組んでいかなければならない。

医療制度改革を考えるときに最も重要なのは、日本の宝の1つである国民皆保険制度を堅持することである。そのために今日まで自己負担割合の引き上げなど、厳しい改正を累次にわたってやってきた。しかし、自己負担の見直しなどによる手法は、どうしても限度があり、その効果を過去の数字で見ても、一過性のものにとどまらざるを得なかった。したがって、医療費の伸び自体を適正化していくには、構造的な取組が不可欠である。今私どもが考えているのは、生活習慣病対策の推進、医療機能の分化・連携、平均在院日数の短縮、地域における高齢者の生活機能の重視といったような取組を一体的かつ計画的に行うことが基本となる。これらは中長期的な取組であり、これらとともに公的保険給付範囲の見直しなど、短期的に効果のある取組も、今後、医療制度改革のとりまとめを行っていく中で、引き続き幅広く検討したい。

さらに申し上げますと、医療費の地域差には相当大きなものがある。よく言われるが老人医療費の都道府県別1人あたりの数字をみると、全国平均が75万円、その格差は±15万円になり、老人医療費の1人当たりのコストが一番低くて60万円、一番高くて90万円となる。こうした点を考慮すると、医療費適正化は地域ごとに関係者が協力して、医療の地域特性に応じた取組を推進する必要がある。また、この取組を促すために、保険料の水準を地域の医療費水準に見合ったものとしていくことも必要である。このために保険者の再編・統合を進め、都道府県単位を軸とした保険運営を行うとともに、地域における医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画などは全て都道府県が行うことになっており、3計画の見直しと合わせ、新たに医療費適正化計画を作成することとする。

保険者の再編・統合の関連で政管健保の改革について一言申し上げたい。社会保険庁の改革とも絡む問題である。政管健保は保険料が全国一律であるために、受益に応じた保険料負担になっていない。また、地域に応じた医療費適正化対策や保険事業が不十分との指摘もある。そのため、国から分離するという考え方を含め、保険者機能が十分発揮されるよう抜本的に改革をしていくつもりである。

生活習慣病対策などの中長期的な医療費適正化の効果について、資料1の15ページに粗い試算結果を示している。

今後、具体的な方策を進める中で精査をしていくが、2025年度には国民医療費、医療給付費とともに1割以上の縮減効果があり、医療給付費の対国民所得比は10%を下回る、相当の効果を見込んでいる。こうした取組とともに、短期的に効果のあら

われる取組も改革全体の検討の中で行っていききたい。

2点目は、2月15日の民間議員資料に対する考え方について。前回と重複する部分もあるので詳細は省略するが、1つだけ申し上げたい。医療費などの伸びについては、5年間程度の実績と何らかの指標のあいだで乖離が生じた場合、必要な制度の見直しを行う仕組みをつくるべきとの提案であった。必要なサービスを患者に保障するという医療保険の目的を踏まえると、過度にサービス等を削減するような見直しは現実的ではないと思う。何らかの指標を定めることについては、実績と指標との乖離が大き過ぎない、適切な指標が設定できるのか、また調整のための実行可能で適切な手法が現実にあるのか、調整を行った場合に、国民の適切な受診や円滑な医療提供に支障を及ぼさないかといった問題があるだろう。医療費の適正化は今日最も重要な課題で、医療費適正化の構造的な取組を実現するため、具体的な力を注いでいきたい。あわせて安定的で持続可能な医療保険制度の構築に向けて、新たな高齢者医療制度の創設や保険者の再編・統合などとともに、より短期的に効果のあらわれる取組についても引き続き検討していきたい。このように医療保険改革の全体像を議論している状況なので、提案されたような仕組みをつくることの適否を決めることは適当でないと思う。

全体的に一言申し上げると、社会保障の規模を考える際、経済財政との調和という視点は、もちろん重要であるが、経済財政を建て直すためという考えだけが先行して、社会保障について、給付抑制ありきで議論されることには率直に違和感を覚える。社会保障は経済にとって負担のみがとらえられがちだが、実際は国民の安心を支えるという我が国の基本的枠組を支えると同時に、有効需要の創出、雇用や経済活動の増大、円滑な職業移動や社会の安定などにも貢献している面も忘れてはいけない。また、欧州諸国における社会保障の規模は、それぞれの経済の規模との対比で言えば、日本を大幅に上回っているが、必ずしも、欧州諸国の経済活力が損なわれているわけではない。厚生労働省としては、社会保障給付の適正化に全力を傾けていくが、政府全体として、同時に日本経済の足腰を強め、少子高齢社会における社会保障負担などに耐え得るものにしていく努力も必要だと考える。

3点目は、中医協の在り方の見直しである。有識者会議は、私自身が座長を務めて、既に2回開催しており、論点の整理を行った。次回は4月12日に開催予定であり、宮内議長にもお越しいただいて、中医協の在り方についてのお考えを聞かせていただく予定である。私どもも議論を急ぎたいと思っており、有識者会議の検討状況については、「骨太の方針2005」にも反映できるよう、随時私から経済財政諮問会議に報告させていただく。

最後に社会保障庁の改革についてだが、組織の在り方は官房長官の下の有識者会議にて議論されており、既に、現行の社会保障庁の存続を前提としないこと、国民の信頼を回復するためには、どのような組織とすべきかという観点を重視すること、という2点を基本的な視点として議論が進められている。今後、3月31日に新しい組織のグランドデザインを整理し、最終的なとりまとめを5月に行う。有識者会議においては、あらゆる議論を例外とせず、幅広い検討をお願いしており、そのとおりに行われているところなので、その結果を受けて抜本的な組織改革を断行していく。

(吉川議員) 「社会保障制度改革について」を説明する。

1番目が社会保障給付費の伸び率の管理について。2月15日の会議でも申し上げたが、社会保障制度の持続性を担保するためには、我々が提案してきたように、明確な数値に基づいた具体的な取組が不可欠である。これを改めて強調したい。こ

の点については、経緯があるので、若干コメントをさせていただく。前回の会議でも申し上げたとおり、医療の施策については、先ほど尾辻臨時議員からも説明があったような、きめ細かなミクロの制度設計が必要だということは我々も十分認識しており、マクロの数字はミクロの積み上げとして決まってくる。しかし、それを数年ごとにマクロの指標、つまりは経済のサイズだが、それと付き合わせて全体の管理がうまくいっているかどうかをチェックした方がいい。それをやらなければ、到底ゴールは達成できないだろう。「マクロの管理」というのは、そういう意味合いなのだということを申し上げて、私どもとしては、尾辻臨時議員にも理解していただいたのではないかと思っていたが、その後、厚生労働省の資料等では機会あるごとに「機械的にGDPにリンクしたような制度改革というのは不適當」と述べられているのは、我々としては大変残念だと思っている。

議論をスムーズに進めるためには、尾辻臨時議員が前回正確に理解されたことを前提にして進めるべきだと我々は考えている。本日の御説明は、我々の主張についての正確な理解に基づいてはいるが、要するに、「厚生労働省としてこうしたマクロの指標と数年ごとに付き合わせることは適當でない。少なくとも、現状でそういうことをするのは不適當」ということであつたと思う。繰り返しになるが、制度としては私たちの資料にも書いてあつたし、また、尾辻臨時議員も先ほど縷々御説明されたように、例えば、生活習慣病の改善、入院、医療保険の範囲の見直し、また、医療費の地域差などをきめ細かく見直して、医療費の適正化を図る必要がある。そのことに、私たちは全く異論はない。それで正しいと思う。ただし、医療費の適正化は最も重要な課題だと尾辻臨時議員もおっしゃっているが、「適正化」という言葉を使う以上、何か物差しがあつて、その物差しとの比較において、過大であるとか、過小であるということを議論するわけであつて、物差しなしで、とにかく適正化という言葉だけで議論を進めていくのでは、結局、物事をあいまいにしてしまうのではないか。このように我々としては考えている。言葉は乱暴だが、資料を拝見すると、「我々一生懸命勉強しますから見守ってください、しかし試験を受けるのは嫌だ」と言っているようだ。やはり、数年に1回、試験を受けるということが必要なのではないか。それがゴールを達成するために重要なことなのではないか。説明責任という点から言ってもそれが必要なのではないか。

これも前回申し上げたが、GDPというのは1つの提案であつて、そのことに私どもは固執しているわけではない。公的医療費の推移を比べる何かマクロの指標が必要だということを申し上げているわけで、むしろ、厚生労働省にお願いしたいことは、GDPという指標に、もし異議があるということであれば、それにかわるような何かベターなマクロの指標を提案していただくということだ。こうしたことが議論を建設的に進めていく1つのステップになるのではないか。このように考えている。

2番目、医療制度の改革については、先ほど尾辻臨時議員から詳しく説明があつたが、医療制度改革は2001年以降の基本方針でも述べられているが、その完全実施の工程を「基本方針2005」に入れることが必要である。電子カルテ、電子レセプトの問題等は、とりわけ進捗が遅れている。

3番目、社会保険庁の改革については、2点挙げている。1つは、ガバナンスの強化のために、外部民間による監視・監査を行うこと。2番目は、先ほども議論があつた市場化テストを全面的に導入することが望ましいということである。

最後に4番目、中医協の改革は、大変に重要な改革であり、現在、有識者会議で議論を進められているが、そのスケジュールを前倒して、基本的な方針を「基本



方針 2005」に明示するべきだと言っている。

(本間議員) 我々のペーパーの3枚目に「国民医療費の構造」を掲げている。我々が1つのマクロ的な指標としてGDP等を掲げているのは、この費用構造に着目をした場合に、かなりマクロ連動する共通項があるということが一目瞭然だろうと思って、この資料を出させていただいた。例えば、医療サービス従事者は5割近くあるわけだが、これは要素の分配、国民所得に対応するわけであり、マクロと連動する。さらには「経費・その他」の賃貸料、支払利息等も、これもまた要素分配のところに關係をしている。医薬品あるいは医療材料、委託費等についても、産業構成上、かなり経済構造と密接に関連している。それぞれを関連づけていくということになれば、必ずGDPとマクロの経済成長等との關係というものが出てくるわけであり、少子高齢化に伴う高齢化の費用増大の部分のところにプラスアルファをどのように適正化するかというような議論の組み合わせの中で、我々と厚生労働省との間の会話は十分成立するものであろうと考えている。

(奥田議員) 尾辻臨時議員提出の資料2の2ページ上段の(4)で、「総額の目安を決め、制度改革や効率化を図るべきである」とあるが、これが民間議員として最も重要な主張である。

(尾辻臨時議員) まず、大きく指標を決めることと、それに対してどういう照らし合わせをしていくかという話であるが、私どもも特に医療費の伸びを抑制しなければならないということは繰り返し申し上げているし、いろんな努力をしたいということも申し上げている。

ただ、それを具体的にどういう指標にするかということで、いろいろ議論があるから、まず、その辺のことを、先ほどは我々に見つけろという話でもあったが、「例えば」という言い方では我々も非常に議論はしづらい、今の骨太の方針にも「例えば」という枕詞で書いてあるが、その辺のところをもう少しきっちり言っていたきたい。議論するのならば、そういうところから議論をさせていただきたいと思うし、その後、5年程度の期間を対象に実績と指標を照らし合わせというのは、それはそれでわかるが、それでは、その5年間の毎年毎年はどういうことにするのかというようなところの具体的な話もいただかないと議論がしづらいと思うので、そういうことを申し上げておきたいと思う。したがって、今後の議論をそういったところから詰めさせていただければと思っている。

あと、具体的に1つはっきり申し上げられることは、中医協の改革については議論を前倒しにするということは申し上げたから、随時御報告をする。骨太の方針に、有識者会議の答えが最終的にきっちり間に合うかどうかは別として、改革の基本的な考え方が「基本方針 2005」に盛り込まれると言うならば、それに間に合うような御報告だけは絶えずさせていただきたいと思う。

(竹中議員) 要約だが、今の伸び率の管理、マクロ指標の話が出ているが、マクロかミクロかという入口論を超えて、今日、尾辻臨時議員も何らかの指標が可能かどうか、調整の手段があるかどうかという話があったので、ぜひ、これは民間議員にも厚生労働省にもより具体的な姿での議論を進めていただきたいと思う。

医療制度改革については、工程表という話もあったので、ぜひ尾辻臨時議員にそうした努力をお願いしたい。中医協については、今日の尾辻臨時議員の話で前倒しをして、「基本方針 2005」に改革の方向性を折り込めるように努力するという前向きな話をいただいたので、そのような方向でお願いしたい。社会保険庁改革についても、引き続き官房長官、尾辻臨時議員、村瀬社会保険庁長官の御努力をお願いすることかと思う。

(麻生議員) 今日の議論は、これだけ別にきちんとやった方がいい。

(竹中議員) ぜひ、重要な問題なので、またより具体的な議論に踏み込みたいと思う。  
(尾辻臨時議員退室)

#### ○新地方行革指針について

(麻生議員) 配付資料のうち1枚にまとめたものを御覧いただきたい。

地方公共団体においては、平成9年の地方行革指針に基づき、定員管理や給与の適正化等に真面目に取り組んできた。御存知のように、この10年間で地方公務員は約19万8,000人減っている。また、全団体平均のラスパイレス指数は初めて100を切り、約3,000団体のうち93%の団体が100未満になった。平均でも97.9と過去最低である。給与カットも約半分の約1,400団体の総額が約1,400億円になるが、組合と個別に交渉して給与の削減をやったりしている。それでも大阪市の話などが例だと思うが、特殊勤務手当等々の問題があり、住民の目から見ても改善すべき点は多々ある。

総務省においては、昨年12月の閣議決定に基づき、新たな地方行革指針を、3月中に地方公共団体に提示する。行革をさらに進めていくことにしている。その中身について簡単に言えば、過去5年間で総定員は4.6%純減をしているが、それを上回る総定員の純減が必要との総務省の認識を示した上で、地方公共団体に対して、平成17年度を起点として、平成21年度までの5年間の、具体的な行政改革の取組を明示する「集中改革プラン」の平成17年度中の策定と公表を求めることにしている。地方公共団体に対し、平成22年4月1日の定員目標を明示した定員管理計画、特殊勤務手当を含めた手当の総点検をはじめとした給与の適正化、民間委託の推進計画などを公表するように、具体的に明示している。

加えて、地方公共団体は他の団体と比較しにくいように出してくる傾向もあるため、地方公共団体においては、この行革の推進状況を、他の同じような人口規模等々の団体と比較可能な指標をもって住民にホームページ等々で公開し、わかりやすく公表することを求めている。総務省においても、他団体と比較可能な形はこういう形である、などいろいろな形で助言を行っていく。

(本間議員) 大変意欲的な行政改革指針をまとめていただき、ありがとうございます。問題は、これをどういう具合に具体化し、成果を上げていくかだと思っている。期間が5年間となっているが、団塊の世代の退職が2007年度ぐらいから始まる。したがって、マーケットテストや行財政の効率化と人件費の問題を連動させるような形で成果を上げていくためには、前倒しして実行をお願いできないかということが第1点である。

もう1つは、この対象領域については、現場を見ると隠れ人件費が結構いろいろな形で入っている。したがって、議会費や3セク等の問題も含めて、これを比較検証できるような状況をつくるために、ぜひ可視化できるプログラム化をしていただきたい。

3番目は、地方の行政改革における1つのネックは、情報公開が非常に遅れているということであり、これもプログラム化の中で比較可能な情報公開をしていただくということだが、ぜひ、情報公開について、地方で積極的に推進するような体制づくりもお願いしたい。

最後に、この総人件費の問題は、御提案の中にあるとおり、平成11年から平成16年までの4.6%を今後も純減を目指すということになっているが、例えば地財計画における定員の2.3%減と連動していないということがある。事前的な計画と事

後的な関係が大きく乖離している問題もあるため、地財計画あるいは地方交付税の三位一体の議論との関係も連動させながら御議論をいただきたい。

いずれにしても、新地方行政改革指針は非常に立派なものであり、できるだけ速やかにこれを実現していただきたい。

(麻生議員) 来週の3月29日に新地方行政改革指針を公表する段取りにしている。1枚にまとめた資料に、特殊用語がいろいろとあるが、この「給料表の運用」というのは「わたり」のことを言っており、そういった意味で、こういった事をきちんとやりたいと思っている。

今、御指摘があったように、いわゆる団塊の世代は急激なカーブでバタッと減ることになる。それが2007年から一斉に退職となるため、その補充を如何に減らすかというところのやり方ということになる。ICTに置きかえる部分と補充を減らす部分と2つであり、やるなら今と思っているため、かなり激しいものを出している。地方がそこそこいけると思うのは、その部分をICTの技術、バックオフィスに関する技術と定年に達した団塊の世代がごそっと減るところで増やさないということの2つだと思っている。

それから、1枚にまとめた資料の中にいろいろ書いてある中で大事だと思っているのは、下から2行目の「市町村への権限移譲」である。国から地方へかなりの権限移譲がなされたが、県がその分を市町村にどうするかというところは別の話であり、県と市町村は同じ地方でも内容がかなり違う。人件費などを含めて、県は市町村に権限を移譲したんだから、その分人件費は減るはずだということは私も言わなければいけない。したがって、簡単に言えば3兆円の審査をしなくなってよくなった財務省主計局はその3兆円の審査分人件費を減らせという話まで、きっと本間議員の方でやっていただけるだろうと思っている。

事務や事業の再編・整理もやっておかなければならない。今のままで人数を減らすのではなくて、「こんなに機械が進んだのだからもっと減らせるはずだ」という業務内容の見直しをやらないと人も減らせない。全部突っ込みでやるとすると、かなり激しい事をやらなければいけないと思っており、いろいろフリクションは出てくると思う。今まで第三セクター等でしかできなかった体育館の管理等も民間委託ができるようになったということはまだ知らない者も沢山いる。そういったところを含めて、きっちり御要望の線に沿ってやってまいりたい。

(竹中議員) この指針については、大変意欲的な指針であるという評価であったと思う。民間議員からは、5年間の計画であるのでできるだけの前倒しをお願いしたい等々あったが、麻生議員においては、民間議員の発言等も踏まえ、3月29日、さらにはその後のとりまとめや具体化をぜひよろしく願います。

いずれにしても、公務員の総人件費の問題は、今後諮問会議の重点課題になるため、引き続きそういう観点からの議論を続けなければいけないと思っている。

(小泉議長) 要するに、これだよ。この1枚紙の新地方行政改革指針の青い中の全部を「他団体と比較可能な指標をもって広く住民にわかりやすく公表」。これをやらないとわからないから。そうすればわかるよ。

(麻生議員) これが味噌なんです。人口についても、合併が始まっているため、従来8万人で、今13万人である場合、13万人と比較するのか8万人と比較するかというとなかなか難しいところであるが、そのところを詰めたところでやらなければいけないと思っている。

(以上)